

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1. 監査を求める事項

平成27年度千代田区決算における2款総務費の政策経営一般事務費のうち政策経営部所管の一般事務費にかかる千代田会館10階改修工事の目的及び経費並びに平成27年度財産に関する調書における物品に記載されなかった「和紙アート」の取得にかかる金額及び執行機関の意思決定過程

2. 監査結果の報告期限

平成28年11月21日

(理由)

千代田会館10階改修工事に伴う支出については、その目的が不明確であり、工事価格の積算根拠について妥当性を欠き、予算の適正な執行という点において重大な疑義がある。

「かがやきプラザ」所管の「和紙アート」については、財産に関する調書記載漏れのほか、取得にかかる金額の妥当性及び執行機関の意思決定過程が不明確であり、予算の適正な執行という点において重大な疑義がある。

よって、千代田会館10階改修工事の目的及び経費並びに「和紙アート」の取得にかかる金額及び執行機関の意思決定過程について監査を求める。

以上、決議する。

平成28年10月19日

千代田区議会